

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 総括安全衛生管理者等（第13条—<u>第18条の2</u>）</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（安全管理者等）</p> <p>第17条 各課等の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及びボイラー取扱作業主任者その他の作業主任者（以下「安全管理者等」という。）を選任しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（安全衛生担当者）</p> <p>第18条の2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 総括安全衛生管理者等（第13条—<u>第18条の4</u>）</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（安全管理者等）</p> <p>第17条 各課等の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者、<u>化学物質管理者、保護具着用管理責任者</u>及びボイラー取扱作業主任者その他の作業主任者（以下「安全管理者等」という。）を選任しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（安全衛生担当者）</p> <p>第18条の2 [略]</p> <p><u>（化学物質管理者の職務）</u></p> <p><u>第18条の3 化学物質管理者は、省令第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。</u></p> <p><u>（保護具着用管理責任者の職務）</u></p> <p><u>第18条の4 保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。</u></p>
2	<p>（所属長の責務）</p> <p>第2条の2 各課等（広域振興局を除く。次条及び第18条の2において同じ。）の長並びに広域振興局の各部、審査指導監、経営企画部地域振興センター、総務部総務センター、<u>県税部県税センター</u>、保健福祉環境部保健福祉環境センター、農政部又は農林部の農林振興センター、農政部農村整備センター、水産部水産振興センター及び土木部土木センター並びに県南広域振興局農政部農村整備室（以下「広域振興局各部等」という。）の長は、この訓令に定める事</p>	<p>（所属長の責務）</p> <p>第2条の2 各課等（広域振興局を除く。次条及び第18条の2において同じ。）の長並びに広域振興局の各部、審査指導監、経営企画部地域振興センター、総務部総務センター、保健福祉環境部保健福祉環境センター、農政部又は農林部の農林振興センター、農政部農村整備センター、水産部水産振興センター及び土木部土木センター並びに県南広域振興局農政部農村整備室（以下「広域振興局各部等」という。）の長は、この訓令に定める事項を適切に実施するほ</p>

項を適切に実施するほか、職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。

か、職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年3月31日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。